

令和2年3月24日

保護者 様

鳥取県立米子西高等学校
校長 富田 運一

学校における勤務時間外を含めた電話対応時間の変更について（お願い）

早春の候、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より本校教育に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

さて、標記の件につきましては、平成30年3月19日付け「学校閉庁時の電話への対応について」にて、生徒の部活動終了時刻までの間のみ、学校代表電話で対応する旨等のお願いをさせていただき、およそ2年間に渡り当該対応等を運用してきたところです。

しかし、昨今、学校を取り巻く環境が複雑・多様化し、学校の役割が増大する中において、教職員の業務も肥大化し、長時間勤務の常態化が全国的に問題となっています。

令和元年12月には「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が公布され、文部科学省が平成31年1月に「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として、勤務時間の上限の目安時間（在校等時間について、超過勤務の上限が月45時間以内、年360時間以内）を定めた「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が法的根拠のある「指針」として格上げされるとともに、令和2年4月1日から、鳥取県教育委員会が策定する方針等により、勤務時間の上限の目安時間の遵守が求められることとなります。

このような状況を踏まえ、勤務時間外の電話対応について、下記のとおり変更させていただきますこととしました。

保護者の皆様におかれましては、様々な御事情から学校への電話連絡等の御都合はあるものと認識はしていますが、何卒、趣旨を御理解いただき、御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 変更後の電話対応時間について

原則として、勤務を要する日の午前8時から午後5時30分まで

（職員の勤務時間：午前8時20分から午後4時50分まで）

2 その他

（1）週休日及び休日に生徒の校外模擬試験等を実施する場合について

午前8時から当該模擬試験等の終了時刻までは、進路指導部の職員が対応します。

（2）学校の公用携帯電話からの連絡について

午後5時30分以降に、保護者連絡等が必要であり且つ、可能であれば折り返し御連絡頂きたい場合については、学校の公用携帯電話（080-5239-7272）から連絡させていただく場合があります。（その他、学校代表番号から電話させていただく場合もありますが、留守番電話に切り替えております関係上、折り返しお電話いただきましても対応しかねます。必要に応じて、再度、当方から御連絡させていただきます。）

3 運用の始期

令和2年4月1日